

# 令和8年度 三郷市立彦糸小学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

本校では、学校教育目標を 「きよく かしく たくましく」とし、

きよく：仲良く助け合う子（徳） かしく：進んで学ぶ子（知）

たくましく：元気に運動する子（体）を具現化に向けて取り組んでいる。

目指す学校像を「笑顔いっぱい 夢いっぱい 志をもち 三つの心（利他・自主・挑戦）を育み、人間力を高める彦糸小学校」としている。

三郷の教育 「社会力」の育成 『学校＝地域の拠点』『探究的な学びの充実』『本でつながる』を推進して、特色ある教育活動を展開している。

「授業の心得」を基盤として、教員一人一人が分かる授業を心掛け、「主体的・対話的で深い学び」を通して表現力を育む児童の育成を推進し、児童に学ぶ意欲と基礎基本の学力の定着を図っている。

本校の特色として「体育科」を位置付け、校内研修に励んでいる。単なる体力向上で終わるのではなく、体育の授業を通して、「粘り強さ」「あきらめない心」「挑戦する意欲」を子どもたちに育めるよう努めている。さらに、「小中連携」の推進を通して、小中合同あいさつ運動や小中継続した良好な人間関係づくりやいじめの防止等の啓発を行っている。

## 1 いじめの防止等対策に関する基本理念

### いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（法第2条第1項）

- ※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
  - ※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
  - ※ 外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
  - ※ インターネット・SNS 上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。
- いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることをめざす。
- また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす

許されない行為であることについて、全ての児童が十分に理解できるようにする。

さらに、いじめの防止等対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校と家庭、教育委員会その他関係者連携の下、いじめの問題を克服することめざす。

## 2 いじめの未然防止

### (1) 人間力を高める道徳教育の充実

- ・道徳の授業では、児童の心が揺さぶられる教材や資料を取り扱い、人としての「気高さ」や「思いやり」「心づかい」等に触れさせ、自身の生活や行動を省みる。
- ・教育活動全体を通じ、「卑怯な振る舞いをしない」「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」という人間性豊かな心を育てる。

### (2) 児童一人一人を生かす教育活動

#### ① 以下の3つの観点を踏まえた教育活動を展開する。

自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的な人間関係を育成する

#### ② 一人一人が活躍できる学習活動を進める。

児童の自尊感情を高めるためには、小さな成功体験を積み重ねることが大切である。そこで、「できた、わかった」という体験が得られる授業を目指す。そのめ、教材研究を深め、児童に基礎・基本を身に付けさせる。特に、校内研修や支援担当訪問では、教員一人一人が主体的に取り組み、授業力向上に努める。

#### ③ 全教職員の共通理解と共通行動を徹底する。

- ・「三郷市・授業のこころえ」「彦糸小よい子のやくそく」の確認と徹底

4月の職員会議で、全教職員に共通理解を図る。また、4月の懇談会において保護者に、丁寧に説明し徹底する。

#### 「三郷市・授業のこころえ」

- ・授業に必要なものを準備をします。
- ・ゴミのない環境にします。
- ・始まり、終わりのあいさつをしっかりとします。
- ・発言するときは、まっすぐ手を挙げます。
- ・名前を呼ばれたら「ハイ。」と返事をし、起立をします。
- ・発言している人の話を目と耳と心で聞きます。
- ・頬杖、居眠り、横座り、立ち歩きはしません。

### (3) 豊かな体験活動の充実

- ・学校行事や児童会活動を通して、友だちと理解し合い交流し合う喜びを実感させる。
- ・福祉体験、ボランティア体験、職業体験等、学年に応じた活動を教育計画に位置付け、実施する。
- ・学校行事や児童会活動を通して友達と理解し合い、交流し合う喜びを実感させる。  
(縦割り活動、読み聞かせ、縦割り遊び、児童集会等)

### (4) 児童会・生徒指導部主体の取組

- ・「日本一あいさつの上手な学校」めざし、あいさつボランティアを中心に、保護者や地域の方々、近隣の中学生、教職員と一緒に「あいさつ運動」を実施し、明るい気持ちで学校生活がスタートできるようにする。

(5) 人権意識の啓発

- ・ 1 1 月に児童集会を開催し、「いじめ撲滅宣言」を行う。
- ・ 1 2 月に人権教育週間を設け（2 週間）、生命尊重の精神や人権感覚を育む。

(6) 東日本大震災・能登半島地震被災児童への配慮

- ・ 心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分理解し、適切なケアを行う。特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

### 3 早期発見のための対策

いじめの解消は、いじめが発生した場合の早期発見がポイントである。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめの積極的認知に努める。

(1) 日常的なコミュニケーションの充実

- ・ 教職員は、児童に積極的に言葉がけをして、児童とのコミュニケーションを図り、児童の小さな変化を見逃さないようにする。
- ・ 休み時間や昼休み等、児童の様子に目を配り、いじめの兆候、児童が発するSOSを見逃さないようにする。

(2) 教育相談の実施体制

- ・ 児童生徒及び保護者が相談を行うことができるよう、教職員と児童生徒の信頼関係を築き、次の通り相談体制を整える。
  - ① いじめ相談窓口（全教員）
  - ② 第1 教育相談室、第2 教育相談室、第3 教育相談室との連携
  - ③ スクールカウンセラーの活用
  - ④ 授業参観日や保護者懇談会を通じた保護者との連携
- ・ 教育相談日の設定
- ・ 「なかよしアンケート」を学期ごと1 回行い、必要に応じて教育相談を実施する。
- ・ 教育相談委員会を月一度開催し、児童の実態を共有し、全教職員で指導・支援を行う体制をつくる。

(3) 校内研修の実施

- ・ 児童に関する研修やいじめ防止等のための対策に関する研修を夏季校内研修に位置づけ、教職員の意識啓発を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ インターネット等を通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるようにするために、教職員（児童、保護者）を対象に情報モラル研修会（講習会）を実施する。

- ・ネットマナーに関する保護者対象の「親の学習」講座を開催する。
- ・SNSスマホの正しい使い方「5つの携帯ルール」を活用し、児童に周知・徹底を図る。

#### 4 いじめの対応

教員は、些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又対応不要であると個人で判断せずに、報告・相談をし、組織的に対応をする。その際、被害児童を徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、好意から行った行為が意図せずに相手を傷つけたが、すぐに良好な関係に戻るような場合は、「いじめ」という言葉を使わずに、柔軟な対応をする。ただし、この場合も法が定義するいじめに該当するため、いじめ防止対策推進委員会において情報を共有する。

##### (1) 適切な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から個々に聴き取り、情報を収集する。その際、複数の教員が立ち会うこととする。
- ・情報収集の結果、いじめと判断とした場合は、迅速な対応を行い、関係機関に報告する。

##### (2) 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

〈構成員〉校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭、担任教諭等

〈活 動〉

- ① 未然防止に関すること。（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり）
- ② 早期発見に関すること。（相談・通報の窓口、情報収集）
- ③ 対応に関すること。（組織的に）
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、いじめの問題に関する児童の理解を深める取組。

〈開 催〉

月1回を定例会（生徒指導・教育相談会議と兼ねる）とし、重大ないじめ事案発生時は、緊急開催し迅速に対応する。

##### (3) 組織へのいじめの報告・対応

- ・いじめの発見、相談を受けたときには、速やかに学校いじめ対策委員会に報告し、学級担任だけで抱え込むことなく、的確な役割分担をして解決にあたる。
- ・各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- ・組織的対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

##### (4) 児童生徒への指導、支援

- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く支援をすみやかに行い、徹底的に守り通す。
- ・いじめを行った児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とし

た態度で指導する。その際相手の苦しみや痛みに関心を寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせる。

(5) 保護者との連携

- ・いじめられた児童及び保護者に対する支援を行い、具体的な対応策を当事者の気持ちを十分考え、真摯に説明する。また、いじめを行った児童の保護者と面談し、再発防止のための策を講じる。
- ・インターネット等によるいじめに対しては、保護者の協力を求め、学校との連携について協議する。

(6) P T Aとの連携

P T Aの役員に情報提供する等して積極的に連携して必要に応じて協力を依頼する。

(7) 緊急保護者会の開催

説明責任を果たすために、また、憶測等の誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要がある。このことから、教育委員会との連携協力の下、必要に応じて緊急保護者会を開催し、個人情報に十分に配慮した上で、事案の状況や学校の対応等について説明する。

(8) 福祉や医療関係機関との連携

いじめの原因や背景の一つに、児童の家庭に児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。また、双方の子どもに精神疾患等が認められる場合には、臨床心理士等の専門的見地からの助言を考慮に、速やかに医療機関に相談する。

(9) 関係機関への報告

- ・いじめが認知された場合は、教育委員会へ報告するとともに、犯罪行為として認められるときには吉川警察署・児童相談所と連携し、対処する。

(10) いじめの解消

- ・いじめが解消している状態とは、「3ヶ月いじめに係る行為がやんでいる」「被害児童が心身の苦痛を感じていない」ことである。しかし、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員はいじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等については、日常的に注意深く観察する。

## 5 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童または保護者から申し立てがあった場合は次の対処を行う。尚、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽率に「いじめはなかった」「重大事態とはいえない」という判断はしない。

(1) 重大事態の報告

① 教育委員会への報告

学校は直ちに教育委員会に一報を入れ、速やかに文書で報告する。

## ② 警察への通報・相談

学校は、いじめを受けた児童に対する暴力や金銭強要等の犯罪行為が行われていると疑われる場合、その児童を保護するとともに、周囲の子どもに被害が拡大しないようにするために、速やかに吉川警察署に通報及び相談するものとする。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに吉川警察に通報し、適切に援助を求める。

## (2) 調査の実施

①教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「緊急いじめ対応委員会」を設置する。

〈構成員〉校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭、担任教諭等

②「緊急いじめ対応委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、以下の点について事実確認を行う。その際、多角的・広範囲から情報を収集し、因果関係の特定を急がず、客観的に事実関係を調査する。また、以下の事柄について被害者・第三者からの情報を得ることが大切である。さらに、情報を提供したことにより新たな被害が及ばないように、配慮する。

- ・いつ（いつ頃からか）
- ・誰からおこなわれたか
- ・どのような様態であったか
- ・いじめを生んだ背景事情
- ・児童の人間関係にどのような問題があったか
- ・教職員がどのように対応したか

③「緊急いじめ対応委員会」の調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係及び必要な情報を適切に提供する。同時に、いじめを行った児童の保護者にも事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について、協議する。

④「緊急いじめ対応委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。

## 6 その他

- ・「いじめ防止基本方針」についてはホームページに掲載し、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各学年のはじめに児童、保護者、関係機関等に説明する。
- ・「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置づけ、その結果を踏まえ、改善を図る。